令和7年度ふくしまファンクラブを活用した 情報発信及び関係人口創出・拡大事業業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度ふくしまファンクラブを活用した情報発信及び関係人口創出・拡大事業業務

2 目的

この仕様書は、福島県(以下「甲」という。)が受託業者(以下「乙」という。)に委託する「令和7年度ふくしまファンクラブを活用した情報発信及び関係人口創出・拡大事業」(以下「本業務」という。)を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

3 事業実施の趣旨

甲が平成19年度(2007年度)から運営している「ふくしまファンクラブ」を活用し、福島県に愛着や関心を持つ人々に対して福島県の魅力や暮らし等の情報を発信するとともに、会員参画型のイベントの実施等による関係人口の創出及び本県への移住の促進を目的とする。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

5 委託業務の概要

- (1)情報発信
 - ①SNS を活用した情報発信
 - ②インスタグラム投稿キャンペーンの企画・実施
 - ③メールマガジン制作、配信
 - ④出展用資材等の作成
- (2) 会員参画型交流イベント
- (3) ふくしまファンクラブ協賛店(以下「協賛店」という。)情報管理・協賛店拡充
- (4) ふくしまファンクラブ会員(以下、「会員」という。)情報管理・会員拡大
- (5) デジタル会員証の提供開始の周知

6 委託業務の内容詳細

(1)情報発信

①SNS を活用した情報発信

ア ふくしまファンクラブの認知度向上と福島の魅力発信のため、ふくしまファンクラブ公式 SNS アカウント (Facebook 及び Instagram) を活用し、福島県ゆかりの「ヒト・モノ・コト」

※に関する情報発信を行うこと。主なターゲットは、首都圏在住の20代~40代として 月4回以上情報の発信を行うこと。具体的な投稿頻度や掲載内容等については、甲と協議の上、 決定すること。

※福島県ゆかりの「ヒト・モノ・コト」

- ・福島で活躍するキーパーソンの紹介
- ・県産品等(農林水産物、加工品、伝統工芸品)の情報
- ・福島のイベント情報(県内外)、観光名所及び観光施設等の紹介
- ・協賛店の利用促進に向けた PR
- イ ふくしまファンクラブ公式 SNS アカウントを管理し、投稿内容の企画、取材、原稿作成、 更新等を行うこと。
- ウ Instagram 投稿キャンペーンや特定のハッシュタグ、WEB フォーム等を活用することで、会員やフォロワーから福島に関する投稿を広く募集すること。
- エ 画像及び掲載文等の投稿内容については、甲と協議のうえ決定すること。
- オ 上記に加え、更なるフォロワー数の増加に向け、Instagram のアルゴリズムを踏まえ、ストーリーズやリール動画等の機能を活用した投稿を行うこと。
- カーその他、甲の指示により、県関連イベント等の告知情報を掲載すること。

②Instagram 投稿キャンペーンの企画・広報・実施

〈企画〉

- ア 新規フォロワーの獲得や、会員自らが福島の魅力を発信することを目的として、Instagram を活用した投稿キャンペーンを実施すること。
- イ 企画、実施にあたっては Instagram の公式ガイドラインを遵守すること。
- ウ 投稿キャンペーンの実施回数は年2回以上とし、各回異なるテーマを設定すること。
- エ 実施に係るスケジュール、具体的な実施手法について甲と協議のうえ決定すること。
- オ 投稿数及びフォロワー数の増加に向けてインセンティブを設定し、告知・広報を行うこと。 〈広報〉
- カキャンペーンを広く周知するための広報手法を甲と協議のうえ決定すること。
- キ 甲が所有する媒体での広報に必要な素材を作成、納品すること。

〈実施〉

- ク キャンペーン実施に係る投稿アカウント数や新規フォロワーの目標を定めた上で、キャンペーンを行うこと。
- ケキャンペーンの実施期間は上記の目標を達成できる期間を設定すること。
- コ 投稿に関する取扱い等を定めたキャンペーンの実施要領を作成すること。
- サ 実施期間中の投稿数等の進捗状況について、随時甲と情報共有を行いながら実施すること。

- シ キャンペーン参加者の投稿は、当課が保有する SNS、サイトでの活用やリポストを行うなど、有効的に活用すること。
- ス 投稿キャンペーンの終了後、実施結果(対象となる投稿数及びアカウント数など)及び効果 について報告書をまとめて実施後1週間以内に甲に提出すること。

③メールマガジン制作・配信

- ア 会員に対して、ふくしまファンクラブ関連イベントや協賛店の紹介等に関する情報発信を 実施すること。
- イ 配信に係る企画、取材、原稿作成を行うこと。配信は甲が行う。
- ウ 配信頻度については、甲と協議により決定し、その他、必要に応じてメールマガジンを作成 すること。
- エ 掲載文等の投稿内容について甲と協議のうえ実施すること。

④出展用資材等の作成

主に(4)会員情報管理・会員拡大におけるイベント出展に使用する資材等として、必要に応じて印刷物及び物品等を製作すること。

(2) 会員参画型交流イベント

- ・会員と本県との継続した関係性の構築を目的に、福島県の魅力を体験し、本県と関わる機会となる交流イベントを企画し、実施すること。
- ・主なターゲットは20代~40代の首都圏在住者とする。テーマに応じて更にターゲットを狭めるなど集客、内容の充実に向けた工夫を行うこと。
- ・定員はテーマに応じて、甲と協議の上、決定することとする。ただし、最低でも15名以上に設定すること。
- ・テーマや内容については、会員のニーズを踏まえ、甲と協議の上、決定すること。
- ・イベントの実施回数は、福島県内で1回以上、福島県外で1回以上の計3回程度とすること。
- ・参加者の交通費及び宿泊費については、委託料の対象から除くこと。
- ・イベント終了後、当日の様子に関するレポートを SNS 等で発信すること。

(3) 協賛店情報管理·協賛店拡充

- ・協賛店の拡充や適正な管理に向けて、店舗との交渉を行い、新たな協賛店の拡充を図る。
- ・協賛店情報を管理し、協賛店からの問い合わせ等に対応すること。
- ・必要に応じて、メールマガジンへの掲載や SNS 情報発信等のための取材を実施すること。
- ・協賛店の新規追加数については、福島県内、首都圏を中心に20店以上とすること。
- ・協賛店の新規加入申込があった場合、窓口対応を担い、Fukurumカード推進協議会と連携のうえ、 専用ホームページで周知すること。

(4) 会員情報管理・会員拡大

ファンクラブ会員に対して、現在は紙会員証を発行しているが、令和7年度中にデジタル会員証 のシステムを構築し、提供を開始することを予定している(提供開始は下半期を見込んでいるが、 具体の時期については今後調整)。

〈会員情報管理〉

- ・会員情報の適正な管理に向けて、管理体制等を整え、実施すること。
- ・新規入会者に対しては、入会セット一式(添書、会員証等)を封入・発送すること。 なお、デジタル会員証の提供開始後は、新規入会者への入会セット一式の封入・発送作業は発生しない。
- ・会員証の再発行等、必要に応じて対応を行うこと。
- ・発送経費は全て委託料に含めること。
- ・その他、会員情報の更新等について、甲と相談の上実施すること。

〈会員拡大〉

- ・首都圏在住の20代~40代をターゲットに首都圏等でのイベントにおいて、ふくしまファンクラブブースの出展・運営全般、ファンクラブのPR及び会員勧誘活動を行うこと。
- ・出展日数は計3日以上とすること。
- ・委託期間中に、350名以上の新規会員を獲得すること。
- ・イベント出展後は、福島県ふくしまぐらし推進課に職員を派遣し、甲が貸与するふくしまファンクラブ会員情報管理システム専用パソコンを使用して、会員情報の新規追加等の処理を行うこと。なお、デジタル会員証の提供開始後は、会員情報の新規追加等の処理は発生しない。

(5) デジタル会員証の提供開始の周知

- ・デジタル会員証の提供開始を広く周知し、新規会員を獲得するとともに、既存会員に対してもデジタル会員証への移行を促すことを目的に、周知広報活動を行うこと。
- ・周知方法は、以下例を参考に、インセンティブの付与など効果的な手法を提案すること。 ※実施例
 - ・例① 抽選で会員に協賛店の食事券や商品をプレゼント
 - 例② Instagram キャンペーンと連動した周知
 - ・例③ デジタル会員証の認知度向上を目的とした SNS 広告等

7 実施体制・業務主任等

- (1) 乙は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 乙は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、甲との協議や打ち合わせ等に出席させるものとする。

(3) 乙は、各事業実施における主たる責任者を定め、甲の担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

8 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

9 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権は甲に 帰属するものとする。

(1) 実績報告書

甲が定める本業務の実施内容を記載した実績報告書を提出すること。

(2) その他、甲が必要と認める資料

10 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、乙はすみやかに甲に申し出たうえで甲の承認を得ること。

(2) 業務内容の数量未達の場合の対応

委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、甲と乙が協議の上、同等の内容、活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

11 その他

- (1) 乙は本事業に関わる責任者及び担当者について、書面にて甲に報告すること。
- (2) 乙は本業務を実施するために必要な甲との打合せを随時実施すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙が協議して定めること。
- (4) 本委託業務により製作される成果物の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材(写真やイラスト等)については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。